

## 町内郵便局で マイナンバーカード申請手続きのサポートをしています

令和5年1月から町内すべての郵便局で、マイナンバーカードを取得されていない町民の方へ、申請用の顔写真撮影から申請書の作成までの支援をしています。ご自宅に申請書がある場合は、申請書をお持ちの上、本人がお越しく下さい。なお、申請書がない場合も申請は可能です。

また、申請されたマイナンバーカードは、後日お近くの総合支所で交付します。交付まで約1カ月程度を要し、交付の準備ができしだい通知書を送付します。

## マイナンバーカードを利用して オンラインによる転出届の提出ができるようになりました

令和5年2月6日から、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届の提出ができるようになりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり周防大島町への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内へ転出をする方がご利用いただけます。ご自身単身での転出の他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の転出でも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、

転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

詳しい情報はデジタル庁ホームページをご覧ください。



▲デジタル庁  
ホームページへ



■問い合わせ 総務課 戸籍住基班 ☎ 0820 (74) 1010

## お済みになりましたか？ 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和5年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪（125cc超～250cc以下）、 2輪の小型自動車（250cc超）	中国運輸局 山口運輸支局 ☎ 050 (5540) 2073
3輪・4輪 軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所（コールセンター） ☎ 050 (3816) 3085



### ◎軽自動車税減免申請の手続きについて

令和4年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中に減免継続のための確認通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

■問い合わせ  
税務課 課税第1班  
☎ 0820 (74) 1008